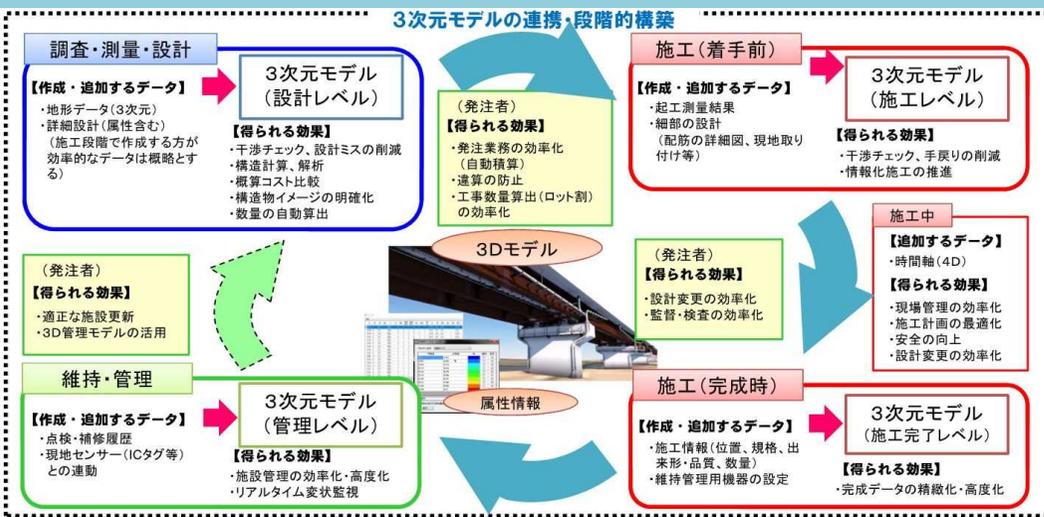


高知県 BIM/CIM適用業務・工事实施要領

R7.3

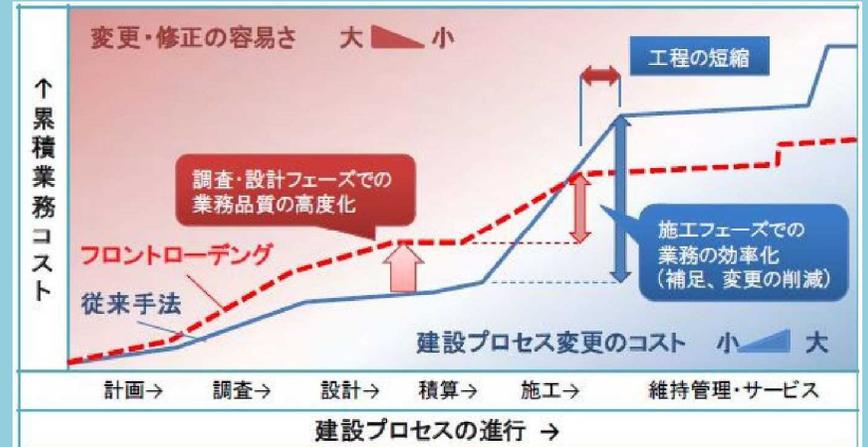
BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることである。受発注者の生産性向上を目的に、県が発注する業務・工事に BIM/CIM を適用する。

建設生産・管理システムの3次元モデルの連携



BIM/CIMの活用効果(フロントローディング)

工程の初期(フロント)において負荷をかけて事前に集中的に検討し、後工程で生じそうな仕様変更や手戻りを未然に防ぎ、品質向上や工期の短縮化を図る



BIM/CIMポータルサイト 国土交通省より

◆対象範囲・活用内容

<対象範囲>

BIM/CIM適用業務：測量、地質・土質調査、設計及び計画業務
BIM/CIM適用工事：土木工事
※小規模なもの及び災害復旧工事等の緊急性を要するものを除く

<BIM/CIMモデルの活用内容(例)>

- ・出来あがり全体イメージの確認 (関係者協議等での活用等)
- ・重ね合わせによる確認 (取合せ部や地質と構造物の位置確認等)
- ・施工ステップの確認 (橋梁等の一連の施工ステップの確認等)
- ・施工数量算出 (土量、コンクリート体積、鋼材等)

◆今後の予定

	区分	R4	R5	R6	R7	R8
国土交通省	業務	全ての詳細設計に原則適用				
	工事	大規模構造物工事に原則適用	全ての工事に原則適用			
高知県	業務	要領の制定 数件で実施	業務の実施	要領の改定 業務の実施	普及拡大	
	工事	-	-	要領の制定	数件で実施	普及拡大